

旭川市ごみ処理手数料収納事務資格者の登録等に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に定めるごみ処理手数料に係る指定ごみ袋、ごみ処理手数料シール及び粗大ごみ処理手数料シール（以下「指定ごみ袋等」という。）の交付並びにごみ処理手数料の収納事務（以下「収納事務」という。）を委託する収納事務資格者（収納事務を受託する資格があるものとして市長が登録を決定した者をいう。以下「資格者」という。）の登録等に関し、必要な事項を定める。

(登録の申請)

第2条 新たに資格者の登録を申請しようとする者（以下「新規申請者」という。）及び資格者の登録の更新を申請しようとする者（以下「更新申請者」という。）は、市長に旭川市ごみ処理手数料収納事務資格者登録（更新）申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 更新申請に当たり、第4条の規定を満たしていない者は、更新申請を行うことができないものとする。

(申請の受付期間)

第3条 新規申請者の申請受付期間は、随時とする。

2 更新申請者の申請受付期間は、市長が別に定める。

(登録の決定)

第4条 市長は、第2条の規定による申請があったときは、次の各号に掲げる要件について審査し、これらを全て満たしていると認めたときは、資格者の登録を決定するものとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、第1号及び第4号に掲げる要件を満たしていない場合でも資格者の登録を決定することができる。

(1) 旭川市内又は旭川市に隣接する市町内に店員等が常駐する店舗等を有し、食料品又は日用雑貨類を小売りしている者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4（地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 旭川市又は旭川市に隣接する市町の税を滞納していない者であること。

(4) 指定ごみ袋等の相当数量の交付が見込める者であること。

(5) 収納事務の処理を適正に行うことができる者であること。

(6) 旭川市が行う「指定ごみ袋制」の趣旨を理解し、協力する者であること。

2 市長は、前項の規定による資格者の登録を決定したときは、収納事務資格者登録決定通知書（様式第2号）により資格者に通知する。

(契約の締結)

第5条 市長は、資格者と旭川市ごみ処理手数料収納事務委託契約（以下「契約」という。）を締結する。

(資格者登録の有効期間)

第6条 資格者登録の有効期間の始期は、次のとおりとする。

(1) 新規申請者にあつては、市長が第4条に基づく登録を決定した日とする。

(2) 更新申請者にあつては、更新前の有効期間の終期の翌日とする。

2 資格者の有効期間の終期は、次のとおりとする。

(1) 更新申請者にあつては、当該有効期間の始期から起算して3年を経過する日までとする。

(2) 新規申請者にあつては、その直前の更新申請者に係る登録の有効期間の末日までとする。

3 市長は、前項の規定による登録期間の更新をしたときは、収納事務資格者登録決定通知書により資格者に通知する。

(契約の更新)

第7条 市長は、前条の規定に基づき登録期間の更新をしたときは、第5条に規定する契約を更新する。

(変更等の届出)

第8条 資格者は、第2条の規定による申請の内容に変更があつたときは、登録事項変更届出書(様式第3号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(廃業等の届出)

第9条 資格者は、廃業等(複数店を経営する資格者において、指定ごみ袋等取扱店を全て廃止する場合を含む)により収納事務を行わなくなったときは、登録抹消申請書(様式第4号)を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があつたときは、登録を抹消する。

(登録の抹消)

第10条 市長は、資格者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、登録を抹消することができる。なお、登録を抹消した場合は、契約も解除する。

(1) 契約が解除されたとき。

(2) この要綱に違反する行為があつたことが判明したとき。

(3) 申請書等に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかつたことが判明したとき。

(4) 第4条に規定する登録の要件を欠くこととなつたとき。

(5) 第5条の規定による契約を締結しなかつたとき。

(6) 個人で登録している者が死亡した場合及び法人が解散等した場合において、市長がその事実を知った日から1月を経過しても資格の承継の申請の提出がないとき。

(7) その他市長が特に認めたとき。

2 市長は、前条第2項及び前項の規定により登録を抹消したときは、収納事務資格者登録抹消通知書(様式第5号)により当該資格者に通知する。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年10月1日から施行する。ただし、令和3年3月31日を有効期間の終期とする資格者の登録に関する事務手続は、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。